

新居浜市公用車広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 新 居 浜 市 長

申込者 住所（又は所在）

氏名（又は名称）

代表者名

印

電話番号

F A X 番号

新居浜市公用車広告掲載要領第3条の規定により、次のとおり必要書類を添えて広告物の掲載を申し込みます。なお、申込みに当たり、関係法令、新居浜市広告事業実施要綱、新居浜市広告掲載基準及び新居浜市公用車広告掲載要領の内容を遵守します。

また、この申込書及び添付書類の記載事項について、新居浜市が必要に応じて関係官公署へ照会を行うこと及び当該官公署に申込者の個人情報を提供することについて承諾します。

区分番号	
広告掲載料	月額：金 円※消費税及び地方消費税を除く。
広告主の名称 (代表者名)	
所在地	
業 種	
担当者氏名	
連絡先	
広告内容及び仕様	別紙添付資料のとおり

備 考

- 1 広告掲載者に決定した場合は、広告掲載料に消費税及び地方消費税を加えた金額を新居浜市に納入していただくこととなります。
- 2 広告物掲載の申込みができる者 裏面のとおり

広告物掲載の申込みができる者（個人・法人）は、次の各号のいずれにも該当していない者とし
ます。

- (1) 市（町村）民税等を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者、及び同条
第2項に規定する者でその事実があった後3年を経過していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規
定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者（法人にあつては、役員が暴力団員又は暴力団
若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）
- (5) 公序良俗に反するおそれがある等広告物を掲載することが適当でないと認められる者